

決議 1778 (2007)

2007年9月25日、安全保障理事会第5748回会合で採択

安全保障理事会は、

チャド、中央アフリカ共和国および準地域に関する、決議 1769 を含む安保理決議および安保理議長声明を想起し、

チャドおよび中央アフリカ共和国の主権、統一、領土保全および政治的独立、ならびに地域における平和への目標に対する安保理の公約を再確認し、

チャド東部、中央アフリカ共和国北東部およびスーダン西部における、民間人の安全、それらの地区における人道上の活動を脅かし、人権および国際人道法の深刻な侵害をもたらす結果となっている武装集団の活動およびその他の攻撃に対して深い懸念を表明し、

暴力的な手段または武力による権力制圧を通じての不安定化へのいかなる試みも許容できないことを再確認し、

チャドおよび中央アフリカ共和国の政府が、自国領域内での民間人の安全を確保する第一義的な責任を有することを想起し、

ダルフル、チャド東部および中央アフリカ共和国北東部における継続的な暴力は、地域にさらに悪影響を及ぼすことに対して懸念を再度表明し、

2006年2月8日のトリポリ合意およびスーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国政府間のその他の二国間および多国間合意を想起し、ダルフル問題の適切な解決ならびにスーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国間の関係改善は、地域における長期間の平和および安定に貢献することを強調し、2007年2月12日および13日に開催されたチャドとスーダン間の関係に関するアフリカ連合平和・安全保障理事会第70回会合のコミュニケを歓迎し、

ダルフル和平合意による平和プロセスを復活し、ダルフルにおける停戦を強化しおよび平和維持の現地関与を強固にする、事務総長およびアフリカ連合の努力に対する完全な支持を再度表明し、

女性、平和および安全に関する決議 1325 (2000)、人道援助および国連要員の保護に関する 1502 (2003)、ならびに武力紛争下における民間人の保護に関する 1674 (2006) を再確認し、

武力紛争下の子どもに関する決議 1612 (2005) を再確認し、チャドにおける子どもおよび武力紛争に関する事務総長の報告書(S/2007/400)および報告書における勧告に留意し、子どもと武力紛争に関する作業部会で後に採択されたチャドに関する結論(S/AC.51/2007/16)を想起し、

1951年7月28日の難民の地位に関する条約および1966年12月16日の追加議定書を念頭に置き、

難民キャンプおよび国内避難民の集結地における非軍事的性質を維持し、武装集団によってキャンプ内あるいは周辺で行なわれる可能性のある、子どもを含む個人のいかなる勧誘をも妨げる必要性を強調し、

チャドにおける民主的プロセスの強化のために、ンジャメナにおいて2007年8月13日に政治的合意に署名が行なわれたことを歓迎し、

2007年8月10日の事務総長報告(S/2007/488)(以下、「事務総長報告」)およびその第37項に記載されたチャド東部および中央アフリカ共和国北東部の地域における国際的な現地関与の展開への勧告(以下、「チャド東部および中央アフリカ共和国北東部」)を検討し、

2007年7月23日および24日に開催された欧州連合理事会において表明された、12か月の期間、チャド東部および中央アフリカ共和国北東部における国際連合の現地関与を支援する活動の設立を欧州連合が審議する用意があることを歓迎し、欧州連合理事会の事務総長/上級代表からの2007年9月17日付け書簡(S/2007/560,annex)に留意し、

国際連合と欧州連合によって提供される国際的な現地関与の展開を承認する、2007年9月11日付けのチャド当局からの書簡(S/2007/540)および2007年9月17日付けの中央アフリカ共和国当局からの書簡(S/2007/551)を歓迎し、

スーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国間の国境地域における事態は、国際の平和および安全に対する脅威を構成すると決定し、

- 1 以下の第2項から第6項に従い、またチャドおよび中央アフリカ共和国の当局と協議の上、チャドおよび中央アフリカ共和国内に、特に危機にある難民、避難民および民間人の保護に貢献し、チャド東部および中央アフリカ共和国北東部において人道援助の供給を促進させ、これらの地区における復興および経済社会発展にとってよりよい条件を創出することにより、自発的、安全かつ持続可能な難民および避難民の帰還に資する安全状態の創出を支援する目的で、多面的な現地関与を設立することを承認する。
- 2 多面的な現地関与は、1年の期間、国際連合国別現地チームと連携し、次の職務権限を持ち、国際連合中央アフリカ・チャド・ミッション（全ての言語でUMNURCATという略語が使用される予定）を含むことを決定する。

民間人の安全および保護

- (a) 第5項に規定する、人道保護のためのチャド警察の部隊を選定し、訓練し、助言し、支援を促すこと。
- (b) チャドおよび中央アフリカ共和国における国軍、国家憲兵隊および警察、遊牧国家保安、司法当局および刑務所職員と連携し、より安全な環境を創出することに貢献すること。
- (c) 国境に近接する難民キャンプを移転するための努力を支援するため、またその目的で、利用可能かつ費用弁済を基盤として、後方支援を国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）に提供するため、チャド政府およびUNHCRと連携すること。
- (d) 地域における人道上の活動に対して生じつつある脅威についての情報を交換するため、スーダン政府、アフリカ連合、アフリカ連合スーダンミッション(AMIS)、それを引き継ぐダルフル国連AU合同ミッション(UNAMID)、中央アフリカ共和国における国際連合平和構築支援事務所(BONUCA)、中央アフリカ経済通貨共同体多国籍軍(FOMUC)およびサヘル・サハラ諸国共同体(CEN-SAD)と緊密に連携すること。

人権および法の支配

- (e) 特に性的およびジェンダーに基づいた暴力に注意を払いながら、人権の監視、促進および保護に貢献すること、不処罰と闘うために、権限を有する当局に対して行動を勧告すること。
 - (f) 能力の範囲内において、国際人権基準に関する訓練を通じて、チャドおよび中央アフリカ共和国政府ならびに市民社会の能力を強化するための努力、および武装集団による子どもの勧誘および使用を阻止する努力を支援すること。
 - (g) 国際連合機関と緊密に調整しながら、独立した司法機関への支援と強化された法制度を通してを含む、法の支配の促進について、チャド政府および、BONUCAの職務権限に関わらず中央アフリカ政府を援助すること。
- 3 MINURCATは、最大で300の警察官および50の軍事連絡官ならびに適切な数の文民要員を含むことを決定する。
 - 4 事務総長およびチャドならびに中央アフリカ共和国政府に対し、国際連合および関連要員の安全に関する条約の下での法的保護の範囲に関する総会決議59/47、国際連合および関連要員の安全に関する条約の選択議

定書に関する総会決議 60/42 ならびに人道援助要員の安全と国際連合要員の保護に関する総会決議 61/133 を考慮しながら、可及的速やかに MINURCAT に対する地位協定を締結することを要請し、そのような協定が一あるいは他の国家と締結されるまで、1990 年 10 月 9 日のモデル地位協定が暫定的に適用されることに留意する。

- 5 難民キャンプ、国内避難民の集結地、近隣地域の主要な町における法と秩序の維持、およびチャド東部における人道活動の安全を支援することに特に貢献するであろう人道保護のためのチャド警察 (PTPH) の設立に関する規定を含む、事務総長報告書に付託された警察の概念を了とし、この点において、チャド政府に対し、PTPH を設立することを奨励し、PTPH に対して後方および財政支援を供給することの緊急の必要性を強調し、事務総長に対し、この目的のために、加盟国および機関の援助者を結集させることを要請する。
- 6 国連憲章第 7 章にもとづいて行動して、
 - (a) 欧州連合に対し、事務総長と協議の上で欧州連合によって初期の活動能力が宣言される日付から 1 年間の間、第 2 項から第 4 項までに示される要素を支援する目的の活動（以後、欧州連合活動と表記する）を展開する権限を与え、かつこの活動は、チャドおよび中央アフリカ共和国政府と連携して、欧州連合と国際連合の間で締結される協定に従い、その能力とチャド東部および中央アフリカ共和国北東部における活動地区内において、あらゆる必要な措置を講じる権限を与えられることを決定する。
 - (i) 危機にある民間人、特に難民および避難民の保護に貢献すること。
 - (ii) 活動地区の安全の改善を助けることにより、人道援助物資の提供および人道援助要員の自由な移動を促進すること。
 - (iii) 国際連合要員、施設、設備および装備の保護ならびに国際連合と関連要員ならびに職員の安全と自由な移動の確保に貢献すること。
 - (b) 欧州連合活動に対し、副段落 a に示された期間の終了まで、副段落 a に示された任務の遂行を含む手段により、またその残された能力の制限内で、秩序だった撤退を達成するための全ての必要な手段を講じる権限を与える。
- 7 欧州連合に対し、その活動の職務権限の適切な実行のために要請されるように、第 2 (b) 項から第 2 (d) 項までに規定される、連携および支援活動に参加することを招請する。
- 8 欧州連合活動に対し、完全な活動能力の準備のための全ての適切な手段をただちに講じるよう招聘し、事務総長に対し、国際連合要員、施設、設備、装備の適切な保護を確保し、国際連合職員の移動の自由を確保するために求められるとくにそれらの措置に関する点を、欧州連合と緊密に調整することを要請する。
- 9 欧州連合、事務総長、ならびにチャドおよび中央アフリカ共和国政府に対し、欧州連合活動の展開の期間中、その完全な撤退まで、緊密に協力することを要請する。
- 10 事務総長に対し、チャドおよび中央アフリカ共和国政府と適切に協議した後、第 6 項サブパラグラフ a に示された日付から 6 カ月後に、状況の進展に応じて、可能性のある国際連合活動を含めて、1 年の間承認され、計画された欧州連合活動のフォローアップへの措置について、報告するよう要請し、その目的のために、国際連合および欧州連合が、問題の日付以前に必要性の評価を行うことを留意する。
- 11 チャドおよび中央アフリカ共和国政府ならびに欧州連合に対し、第 6 項に規定される活動のため、地位協定を可及的速やかに締結するよう招請する。
- 12 欧州連合に対し、上記第 6 項副段落 a に規定される期間の中間および

終了時に、どのように活動がその職務権限を遂行するのかについて、安全保障理事会に報告するよう要請する。

- 13 全ての当事者に対し、MINURCATおよび欧州連合活動の要員と関連要員の安全および移動の自由を保障することを含め、MINURCATおよび欧州連合活動の展開と活動に完全に協力することを求める。
- 14 全ての加盟国、特にチャドおよび中央アフリカ共和国と国境を接する国家に対し、MINURCAT および欧州連合活動を対象とした、車両とスペアパーツを含む、全ての要員、装備、食糧、必需品およびその他の物資を、障害あるいは遅延なく、チャドおよび中央アフリカ共和国に自由に提供することを促進するよう促す。
- 15 スーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国の各政府に対し、自国領域が他の主権を妨害するために使用されないことを確保し、および共通の国境の安全を確保する目的のトリポリ合意および他の合意の履行のために、積極的に協力することを促す。
- 16 チャドおよび中央アフリカの当局および政治上の利害関係者に対し、憲法上の枠組みを尊重しながら、国民対話の努力を遂行することを促す。
- 17 特に人道援助要員の保護に関する国際人道法の規則と原則を完全に履行する、全ての当事者の義務を再確認し、さらに、関与する全ての当事者に対し、適用可能な国際法に従って、人道援助要員に対して、援助を必要とする全ての人に、即座、自由かつ障害のないアクセスを提供することを要請する。
- 18 武装集団による子どもの勧誘と使用を阻止するために、チャド当局により既に講じられた手段に留意し、国際連合機関、特にユニセフとの協力を遂行するよう招請し、全ての関与する当事者に対し、子どもの保護を確保するよう求める。
- 19 援助コミュニティーに対し、チャドおよび中央アフリカの人道、復興および開発の必要性に取り組む努力を、強めるよう支持する。
- 20 事務総長に対し、上記主文 2-b から 2-d に規定された連携措置について継続して報告すること、チャド東部、中央アフリカ共和国北東部および地域における難民と国内避難民の移動を含む安全および人道上の状況について、および自発的、安全かつ継続的な難民および避難民の帰還に資する安全状況の創出を助ける目的への進歩状況、ならびに MINURCAT の職務権限の履行を定期的に報告すること、その事項に関して 3 カ月ごとに報告書を提出することを要請する。
- 21 この問題について引き続き積極的に取り組むことを決定する。